

## オリオリ Wi-Fi ルーターご利用規約

ご利用前に必ずお読みください。

このご利用規約は、ハワイ滞在中に於けるレンタル Wi-Fi ルーターサービス及びレンタル付属品（以下、『機器等』と言います。）に関して、JTL ワイヤレス/Tachibana Enterprises, LLC.（以下、『当社』と言います。）が行うレンタル（以下、『本サービス』と言います。）のご利用契約申込者（以下、『申込者』と言います。）に適用します。

### 第 1 条（サービスの定義）

本サービスは、申込者による当社の機器等の使用により利用が可能となるハワイ（当社指定の区域によります。以下同じとします。）でのレンタル Wi-Fi ルーターサービスです。利用が可能となるサービスは、別途当社が指定するところによります。

### 第 2 条（契約の成立）

本サービスの提供に関する契約（以下、『本契約』と言います。）の申込をする時は、申込者が本利用規約及び注意事項を承諾の上、当社 WEB サイト所定のチェック欄に同意のチェックを入れ、クレジットカードによる利用料支払いの手続きが完了した時点で成立するものとします。前項に関わらず、当社は在庫不足等の事情により、本契約の申込を承諾しないことや、申込の内容通り提供できない場合もあります。当社は、当社の業務の遂行上支障があると認めるときは、本契約の申込を承諾しないことがあります。

### 第 3 条（利用期間等）

本契約に基づく本サービスの利用期間（以下、『利用期間』と言います。）は、申込者が機器等を受領した日（以下、『レンタル開始日』と言います。）から、申込者のハワイ出国日（以下、『レンタル終了日』と言います。）までとし、申込者は利用期間に対し補償プラン料金（以下、『オプション料金』と言います。）及び、契約申込書記載のレンタル料金を支払うものとします。実際にご返却いただいた日がレンタル終了日より前の日付であっても、レンタル終了日は遡及せず、利用期間は短縮されません。また、所定のデータ利用量を超過し、通信が停止された場合も、レンタル終了日は遡及せず、利用期間は短縮されません。契約申込書に記入した『利用期間』に変更が生じた場合は、速やかに当社にご連絡ください。

### 第 4 条（利用期間の延長）

申込者は第 3 条（利用期間等）に規定する利用期間を延長するときは、原則として契約申込書に記載された『Departure Date』より前に、オリオリステーション・アラモアナ又はトラベルプラザにある当社のレンタルカウンターに来店して延長を申し出て、当社の承諾の取得を必要とします。延長した場合でも、申込者は延長されたレンタル終了日までの期間に対し、申込者はこの期間に発生したレンタル料金及びオプション料金等を支払うものとします。また当社の業務の遂行上支障がある場合には、利用期間の延長を承諾しない場合があります。当社は、申込者が期間延長の手続きをせずに機器等の使用を続けている場合は、当社は回線停止措置を直ちに行う場合があります。回線停止措置により、申込者及び第三者が被った損害等については、当社は一切の責任を負わないものとします。また、申込者が『Departure Date』から 2 週間経過しても機器等の返却をせず期間延長の届け出を行わなかった場合、当社は機器等が紛失状態であると認定し、第 14 条を適用の上、損害賠償請求を行うものとし、申込者はこれに従うものとします。

#### 第 5 条（契約者が行う契約の解除）

申込者は、本契約を解除するときは、直ちにその旨を E メール又は書面にて当社へ届け出ていただきます。申込者は、レンタル開始日及びレンタル開始日以降は、本契約を解除できないものとします。尚、本契約解除の届出前に本サービスの利用があったことを当社が認知したときは、当社は本契約の解除を承諾しないものとし、申込者は当社に対しレンタル料金及びオプション料金等を利用期間に基づき支払うものとします。

#### 第 6 条（機器等の引渡し及び返却等）

当社から申込者に対する機器等の引渡しは、当社が指定する場所の中から申込者が指定した場所において行うものとします。申込者から当社に対する機器等の返却方法及び場所は、当社が指定する場所において行うものとします。機器等の引渡し及び返却は、当社が指定する場所での営業時間内に行うものとします。第 13 条（当社が行う契約の解除）の規定により契約が解除されたときでも、レンタル終了日は第 3 条第 1 項の規定と同様とし、申込者は、レンタル終了日までの期間に対しオプション料金等及びレンタル料金等を支払うものとします。

#### 第 7 条（サービス利用の制限等）

本サービスの提供にあたっては、以下に定める制限があります。これらにより、申込者が損害を被った場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。本サービスの提供にあたっては、米国又は米国外の法令又は電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。Wi-Fi ルーターからの通信は傍受される可能性があります。本サービスが使用可能な地域においても、屋内・海・山間部など電波が伝わりにくいところ、又は現地通信業者の事情等により、本サービスを提供することができない場合があります。精密機械である機器等は、注意をもって使用している場合でも、故障等が発生する恐れがあります。当社は、米国又は米国外の電気通信事業者サービスの一時停止又はその電気通信事業の休止等により本サービスを提供することができない場合があります。米国又は米国外において、第三者による不正使用がなされ、これによる被害の拡大を防止するために米国外の電気通信事業者が予告なく本サービスの利用を停止する場合もあります。

#### 第 8 条（支払い方法）

本サービスの利用によって発生した料金は、原則として、申込者が契約の際に指定したクレジットカードにより、そのクレジットカード会社の規約に基づき、お支払いしていただきます。但し、特別な理由等により、クレジットカードに代わる方法でのお支払いを当社が承諾する場合があります。万一、申込者が指定したクレジットカードが利用限度額を超える等の事由により、そのクレジットカード会社が当社からの請求の取り扱いを拒否した場合、何回かに分けて引き落とさせていただきます。それでも引き落とせなかった場合、当社はその旨を申込者に連絡し、申込者は直ちに当社に別のクレジットカードを指定するものとします。この場合、申込者が直ちに指定しない場合には、たとえ利用期間中においても、当社は直ちに回線停止措置を行うことができるものとします。この回線停止措置により、申込者及び第三者が被った損害等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 9 条（料金請求）

当社は、本サービスを利用することにより発生したレンタル料金等をレンタル規約に基づき取りまとめ、当社の取引銀行を通じクレジットカード会社へ請求することとします。但し、日本における精算日等の詳細につきましては申込者とクレジットカード会社間

の取り決めによるものとします。第 8 条の特別な場合において、当社が発行する請求書に基づき銀行振込にて支払いをする場合は、振込手数料は申込者の負担とします。

#### 第 10 条（延滞利息）

申込者は本サービスの利用により発生する料金について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間、当社が定める日数について当社に対し年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、指定する期日までに支払いをすることとします。

#### 第 11 条（譲渡の禁止）

申込者は、本契約に基づいて本サービスの提供を受けるための権利を譲渡することができません。

#### 第 12 条（禁止事項）

申込者は、本サービスを利用するにあたって、次のいずれかに該当する一切の行為を行わないものとします。万一申込者が下記事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合は、申込者は当社に対し、賠償金を支払うものとします。機器等について、第三者に譲渡、質入れ、転貸その他当社の保有券を侵害する行為。機器等の改造、性能、設定等の変更及び他の付加物品等を付着させる行為。犯罪行為、法令に違反する行為及び公序良俗に反する行為。当社に対し誤認を招く行為、機器等の使用その他不適当と思われる行為。当社が申込者に配布するサービスガイド等の資料に記載された禁止事項や利用制限事項に抵触する行為。その他当社又は通信事業者の業務に支障をきたす行為。

#### 第 13 条（当社が行う契約の解除）

当社は申込者に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、申込者に対する催告その他何らかの手続きを行うことなく、直ちに本サービスの提供を停止、回線停止措置を行い、本契約を解除することができるものとします。この場合において、申込者は直ちに機器等を当社に返却するものとします。

- (1) 申込者が所定のデータ利用量を超過して利用したとき。なお、データ利用量は通信会社が提供する客観的情報に基づく。
- (2) 申込者が第 12 条（禁止事項）に該当する行為を行ったとき。
- (3) 本規約に規定する各条項のいずれかに違反したとき。
- (4) 本契約の申込みにあたって、当社所定のウェブ申込フォームに事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 申込者の信用状態に重要な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき。
- (6) 申込者が第 4 条（利用期間の延長）における届出を行わなかったとき。

本条に規定する契約の解除に伴い当社に発生した一切の損害、責任及び債務は、申込者の負担とします。

#### 第 14 条（補償プラン及び機器等の盗難、紛失、毀損）

申込者は本契約の際、任意で当社の補償プランに加入することができます。この補償プランは、本サービス利用期間中の機器等の毀損に対する補償をするものです。ただし、申込者は、補償プランに加入している場合でも、当社に申し出されずにご帰国された場合は\$100.00、機器等を毀損しかつ機器未返却の場合および機器等の紛失・盗難により機器未返却の場合は\$100.00 を負担するものとします。必ずハワイご滞在中に当社へその旨、お申し出ください。なお、補償プランに未加入の場合、機器等の盗難、紛失、毀損、未返却のいずれの場合においても、申込者は\$200.00 を負担するものとします。補償プランに加入する場合、申込者は契約申込時に加入契約をするものとします。利用期間中や機器等の返却時に補償プランに加入、

あるいは加入していたことを取りやめることはできません。第 4 条に基づき利用期間の延長をした場合、申込時に補償プランに加入している申込者は、延長期間も自動的に加入となります。申込者は、機器等の盗難、紛失又は毀損が発生したときは、直ちに当社に申し出るものとし、当社は直ちに回線停止措置を行うものとし、盗難、紛失等が発生した日より、回線停止手続きが完了した日までのレンタル料金等は、申込者の負担とします。

本サービス利用期間中の機器等の盗難、紛失又は毀損により補償プランの補償の適用を受けた場合、第 3 条の規定に関わらず、レンタル終了日とみなし、契約終了となりますが、レンタル料や補償プランの料金は返金しません。再び Wi-Fi ルーターのレンタルを希望する場合、再度契約することになり、レンタル終了日までのレンタル料やオプション料金をお支払いいただきます。本補償制度に未加入の申込者は、機器等の盗難、紛失、毀損の場合において、当社の責めに帰すべき場合を除き、下記金額を当社に支払うものとし、

盗難/ 紛失/ 破損の場合の補償金（お客様のご負担額）	
Wi-Fi ルーター本体（バッテリー、SIM カードを含む）	\$200
回線停止手数料	\$50
充電器	\$30
日本持ち帰り	\$200

注 1：全損とは、電源が入らず、その機能を果たさない状態を言います。

注 2：毀損とは貸し出しできない程度の外傷や不具合のある状態を言います。

注 3：その他の付属品等に盗難、紛失、毀損が発生したときは、申込者に実費を負担していただきます。

#### 第 15 条（証明書類の提示等）

当社は、本人確認等のため、申込者に対して証明書類の提示等を求めることがあります。

#### 第 16 条（本サービス内容、利用規約及び、料金の変更）

当社は本サービス内容、利用規約、本サービスのレンタル料金、補償料金及び通信料金等を、予告なく変更することがあります。前項の場合において、当社は、原則として変更内容を申込書に掲示する等の方法で周知することとし、変更内容は、直ちに申込者に対して効力が生じるものとし、

#### 第 17 条（不担保特約）

当社は、申込者が機器等を本来の目的に利用できなかった事により、申込者及び、第三者が被った事故、又は、損害等については、原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとし、申込者はこれを予め異議なく承知するものとし、

#### 第 18 条（準拠法）

本契約の準拠法は米国法とします。

附則：この利用規約は、2016 年 3 月 1 日より適用されます。